

## 社会保険未加入対策の一層の強化に向けた具体的活動の実施について

平成 28 年 10 月 18 日  
一般社団法人日本建設業連合会  
労 働 委 員 会

平成 28 年 9 月 21 日理事会において決議された「社会保険未加入対策の一層の強化について」を受け、日建連会員企業は、平成 29 年 4 月 1 日に向け社会保険加入率を更に上げるべく、以下の事項について具体的に取り組むこととする。

### 1. 現状把握

- ・ 各社において、企業単位及び労働者単位の適正な社会保険加入状況について調査・把握の実施

### 2. 加入に向けた周知徹底・指導等

- ・ 社長通達等の方法により社内に対する周知徹底
- ・ 協力会の会議、安全大会等における専門工事会社に対する周知徹底
- ・ 現場において、下請会社、現場入場者に対する周知徹底（ポスターの制作および掲示、新規入場者教育用紙への追記等）
- ・ 各社における加入促進キャンペーン等の実施（加入促進月間、加入促進運動等）

### 3. 見積要綱、契約書等契約関係書類の変更

以下の内容を踏まえ、下請企業からの見積書の提出に関する書類（見積要綱等）や元下契約に関する書類を改訂するとともに、契約関係者に周知徹底する。

- ・ 来年度以降、特段の理由がない限り適正な社会保険に加入していない一次下請企業の労働者（二次以下の下請企業の労働者も含む）は工事現場への入場を認めないことを明示（見積要綱に明示、元下契約の契約条件にする等）

以上